

社会福祉法人 <sup>豊陽</sup> 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル F-9 : HIV 対応マニュアル		
文書番号	感対-共手-マニュアル F-9-1-220601	ページ	1 / 3

## F-9 : HIV 対応マニュアル

### ①曝露時の判断

曝露事故とは、針刺し事故や鋭利な医療器具による切創等、皮内への HIV 汚染血液の曝露及び粘膜や傷のある皮膚への血液等感染性体液をさす。

曝露事象で感染の可能性が高いのは以下の場合である。

- ・曝露由来患者が AIDS を発症している
- ・曝露由来患者の HIV RNA 量が 1500 コピー/mL 以上
- ・曝露原因の針（器具）が中空（針）である
- ・血液、体液が肉眼的に見える
- ・血管内に刺入された後の器具（針）による曝露
- ・深い傷

### ②曝露時の応急措置

- ・曝露された創部または、皮膚を石鹼と流水によって十分に洗浄する。ポビドンヨードや消毒用エタノールを使用してもよいが、その効果は確立されていない。粘膜（眼など）は流水で十分に洗浄する。口腔粘膜の汚染ではポビドンヨード含嗽水によるうがいを追加してもよい。
- ・また、受傷部位から血液を絞りだそうとする行為は有効性が証明されていない。

### ③感染防止対策委員長への連絡

- ・曝露由来患者の HIV 抗体が陽性、もしくは不明であるが HIV 抗体陽性が強く疑われる場合には感染防止対策委員長へ連絡し指示を仰ぐ。不在時には感染管理認定看護師に連絡する。
- ・連絡が取れない場合、予防内服においては曝露後可能な限り速やかに初回内服を開始することが重要であるため、リスクが高いと判断される場合には現場責任者、被曝露者の判断で予防内服を開始することができる。

### ④HIV 抗体陽性が強く疑われる例

- ・ニューモシスチス（カリニ）肺炎やクリプトコッカス髄膜炎等の症状があり HIV 陽性であることが推定できる場合。

### ⑤迅速検査が実施できない場合の対応

- ・夜間休日等で迅速検査が実施できない場合は、状況に応じ予防内服の必要性を検討する。検査に時間がかかることによって予防内服を開始する時間が遅れることは望ましくない。

社会福祉法人 <sup>豊陽</sup> 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル F-9 : HIV 対応マニュアル		
文書番号	感対-共手-マニュアル F-9-1-220601	ページ	2 / 3

⑥予防内服について

- ・予防内服をする場合は速やかに（可能であれば 2 時間以内に）開始することが望ましい。曝露後 24 時間から 36 時間以降の開始では有効性が劣るとされ、72 時間以降では内服を推奨しない場合が多い。そのため、内服開始が遅れた場合は専門医に相談することが推奨される。

⑦妊娠の有無の確認

- ・妊娠検査が必要な場合は簡易妊娠検査キットが検査科に常備してある。

⑧妊娠の可能性がある場合、妊婦が予防内服を希望する場合

- ・当院には妊婦に対し推奨されている薬剤を備蓄していないため、速やかに専門医に相談することが望ましい。

⑨予防内服を希望する場合

- (1) 診察医は、「抗 HIV 薬予防内服説明書」に基づき説明を行い、予防内服は被曝露者本人の意志によって決定されることを説明する。
- (2) 予防内服を希望する場合は、「抗 HIV 薬予防内服同意書」に被曝露者本人が署名をする。
- (3) 「抗 HIV 薬予防内服同意書」は 1 部を本人控え用、1 部を病院控え用とする。

★「抗 HIV 薬予防内服説明書」「抗 HIV 薬予防内服同意書」は電子カルテ内の文書管理・ICT フォルダ内にあるので、印刷して使用する。

⑩抗 HIV 薬の処方について

- (1) 投与日数はエイズ拠点病院を受診する予定日までの必要最小限の日数を処方する。

アイセントレス	1 回 1 錠	1 日 2 回
ツルバダ	1 回 1 錠	1 日 1 回

- (2) 処方が出たら薬剤科に連絡をし、直ちに診察室に届けてもらう。
- (3) 薬剤科は被曝露者が「抗 HIV 薬予防内服説明書」に基づき説明を受け、「抗 HIV 薬予防内服同意書」に署名がされていることを確認し、患者に交付する。

\*ツルバダの内服においては、腎機能障害や B 型肝炎の有無を考慮する必要があるが、緊急対処としての内服が優先されると考えられる。その後の内服継続等に関しては専門医の判断が必要となる。

社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> 財団 <sup>財団</sup> 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル F-9 : HIV 対応マニュアル		
文書番号	感対-共手-マニュアル F-9-1-220601	ページ	3 / 3

①HIV 曝露後の経過観察検査

HIV 曝露後の検査は①曝露時ベースラインの検査、②曝露後 6 週目、③曝露後 12 週目、④曝露後 6 ヶ月目に、HIV スクリーニング検査、血算、腎機能検査、肝機能検査を行う。B 型肝炎関連、C 型肝炎関連、梅毒関連、HTLV-1 関連は曝露由来患者の状態や被曝露者の状態で取捨選択する。

②予防内服後の対応

可能な限り迅速に専門医を受診することが望ましい。受診については事前に電話連絡し、指示を仰ぐ。(エイズ拠点病院一覧参照)